

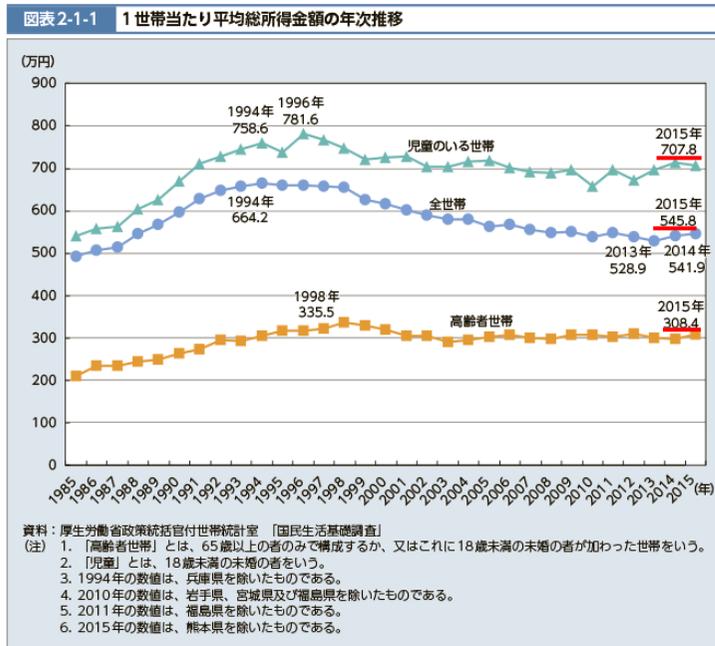
平成 29 年版厚生労働白書 正誤表

平成 30 年 7 月 20 日、当省は「平成 28 年国民生活基礎調査」の結果の訂正について発表しました。これを踏まえ、「平成 29 年版厚生労働白書」の記述について、ご迷惑をお掛けしましたこととお詫びするとともに、以下のとおり訂正いたします。

なお、HP 上に掲載されている内容につきましては、修正が反映されております。

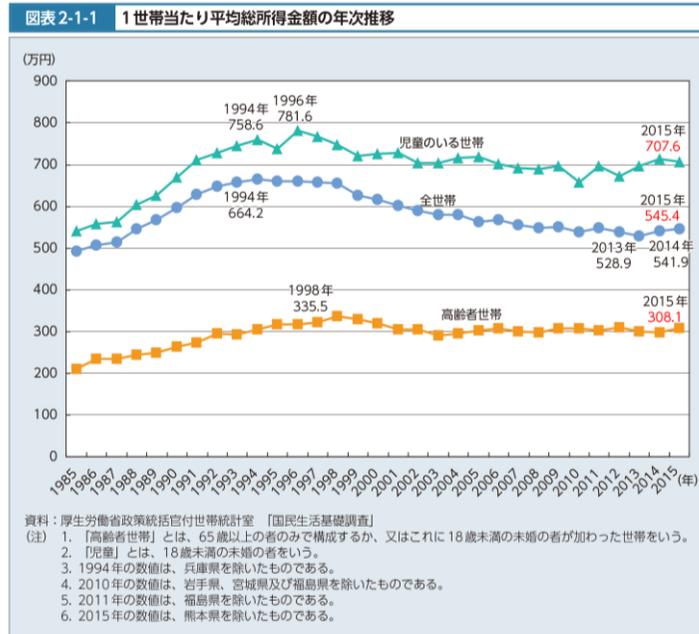
頁	該当箇所	修正内容	
		誤	正
36 頁	14 行目 (本文)	2015 (平成 27) 年には 545. <u>8</u> 万円と 2 年連続の増加となっている (図表 2-1-1)。	2015 (平成 27) 年には 545. <u>4</u> 万円と 2 年連続の増加となっている (図表 2-1-1)。
	19 行目 (本文)	2015 年には 308. <u>4</u> 万円となっている。	2015 年には 308. <u>1</u> 万円となっている。
	24 行目 (本文)	2015 年には 707. <u>8</u> 万円となっている。	2015 年には 707. <u>6</u> 万円となっている。
	26 行目 (本文)	(1994 年に比べて 17. <u>8</u> %の減少)	(1994 年に比べて 17. <u>9</u> %の減少)

図表
2-1-1

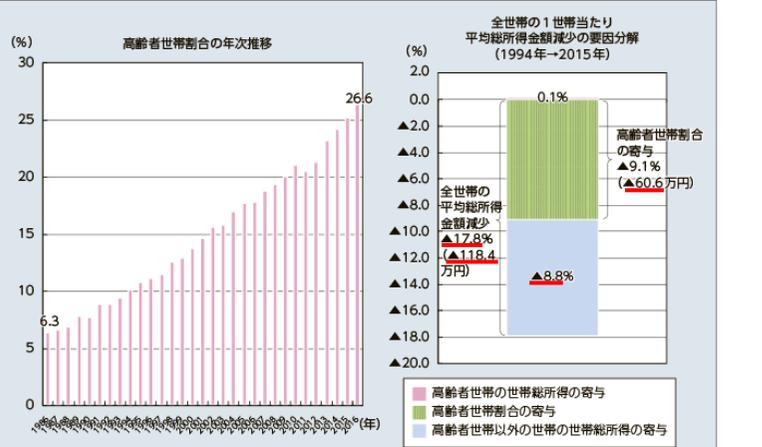
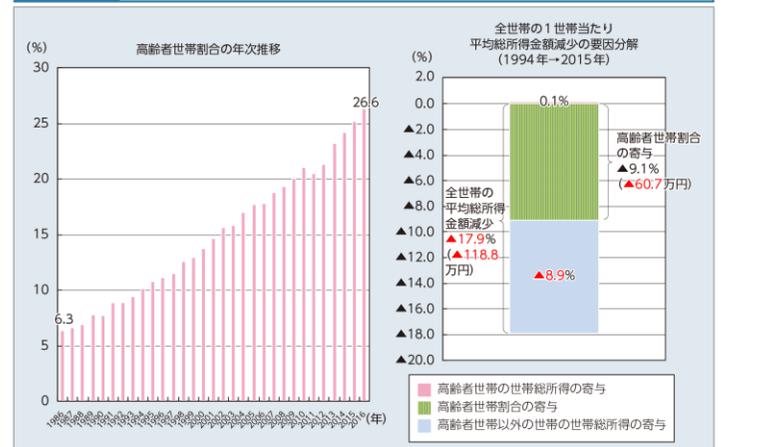


7 行目
(本文)

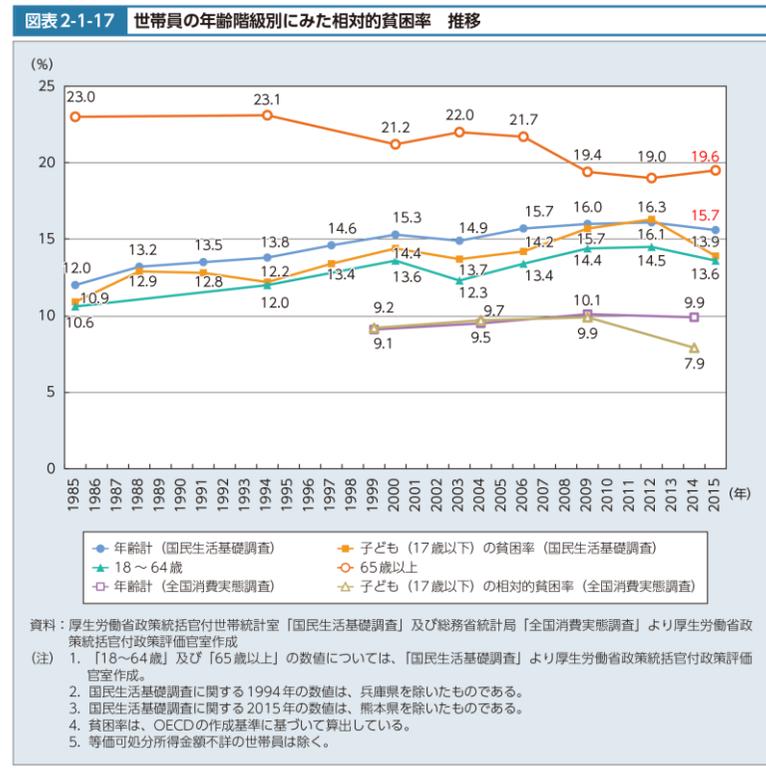
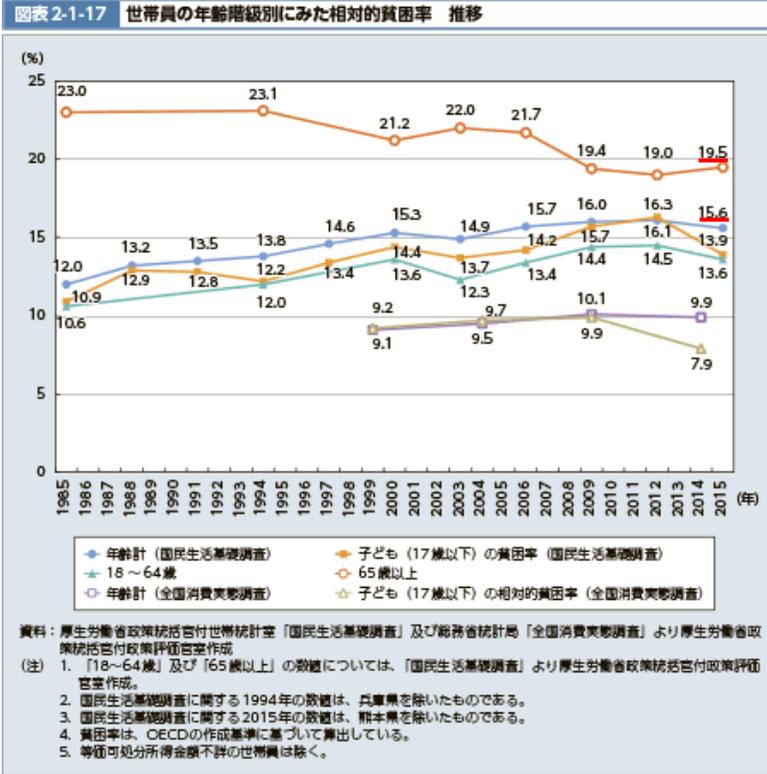
全世帯の1世帯当たり平均総所得金額の減少分17.8%のうち9.1%が高齢者世帯割合の増加による



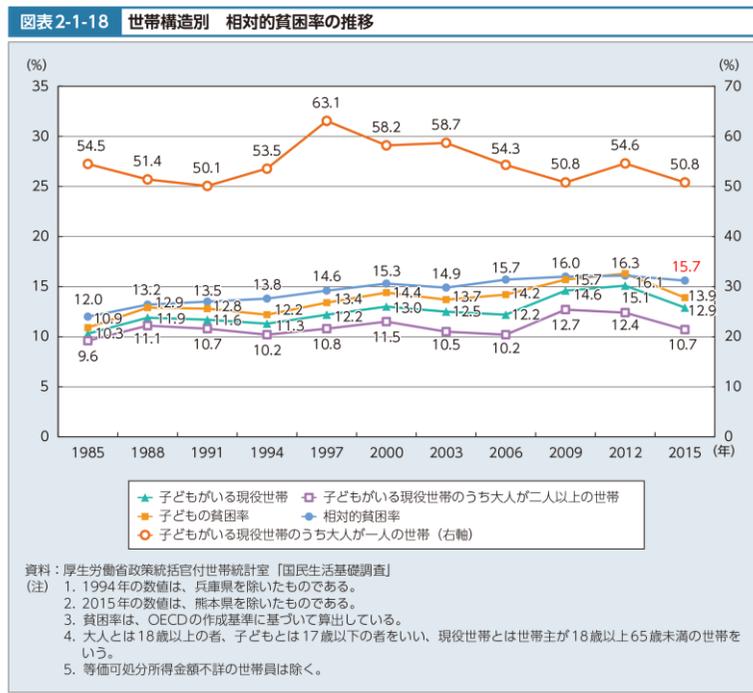
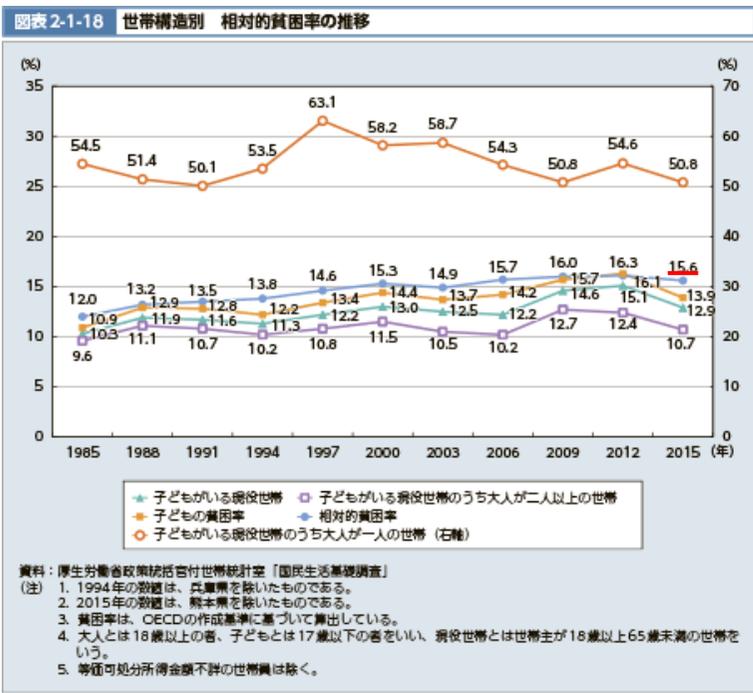
全世帯の1世帯当たり平均総所得金額の減少分17.9%のうち9.1%が高齢者世帯割合の増加による

38 頁	図表 2-1-2	<p>図表 2-1-2 高齢者世帯割合の年次推移・1世帯当たり平均総所得金額減少の要因分解</p>  <p>資料：「高齢者世帯割合の年次推移」は厚生労働省政策統括官付世帯統計室「国民生活基礎調査」、「全世帯の1世帯当たり平均総所得金額減少の要因分解（1994年→2015年）」は「国民生活基礎調査」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成</p> <p>(注) 1. 「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。 2. 1995年（世帯総所得については1994年）の数値は、兵庫県を除いたものである。ただし、「全世帯の1世帯当たり平均総所得金額減少の要因分解（1994年→2015年）」における1994年の数値は、「高齢者世帯」を「65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の者が加わった世帯」として集計したものである。 3. 2011年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。 4. 2012年の数値は、福島県を除いたものである。 5. 2016年（世帯総所得については2015年）の数値は、熊本県を除いたものである。</p>	<p>図表 2-1-2 高齢者世帯割合の年次推移・1世帯当たり平均総所得金額減少の要因分解</p>  <p>資料：「高齢者世帯割合の年次推移」は厚生労働省政策統括官付世帯統計室「国民生活基礎調査」、「全世帯の1世帯当たり平均総所得金額減少の要因分解（1994年→2015年）」は「国民生活基礎調査」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成</p> <p>(注) 1. 「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。 2. 1995年（世帯総所得については1994年）の数値は、兵庫県を除いたものである。ただし、「全世帯の1世帯当たり平均総所得金額減少の要因分解（1994年→2015年）」における1994年の数値は、「高齢者世帯」を「65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の者が加わった世帯」として集計したものである。 3. 2011年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。 4. 2012年の数値は、福島県を除いたものである。 5. 2016年（世帯総所得については2015年）の数値は、熊本県を除いたものである。</p>
60 頁	21 行目 (本文)	2015（平成 27）年には 15. <u>6</u> % となり	2015（平成 27）年には 15. <u>7</u> % となり
61 頁	1 行目 (本文)	0. <u>5</u> % ポイント低下している。	0. <u>4</u> % ポイント低下している。
	8 行目 (本文)	2015 年では 19. <u>5</u> % まで下がっている。	2015 年では 19. <u>6</u> % まで下がっている。

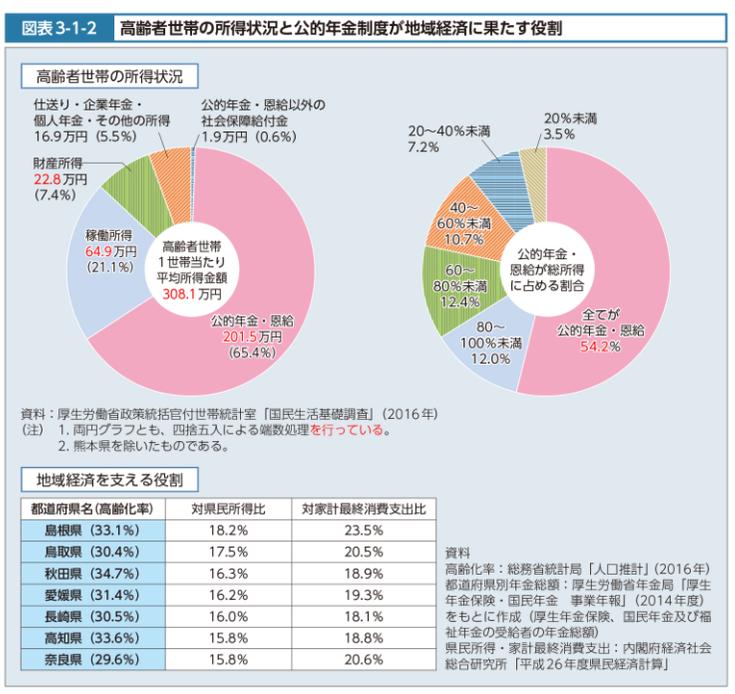
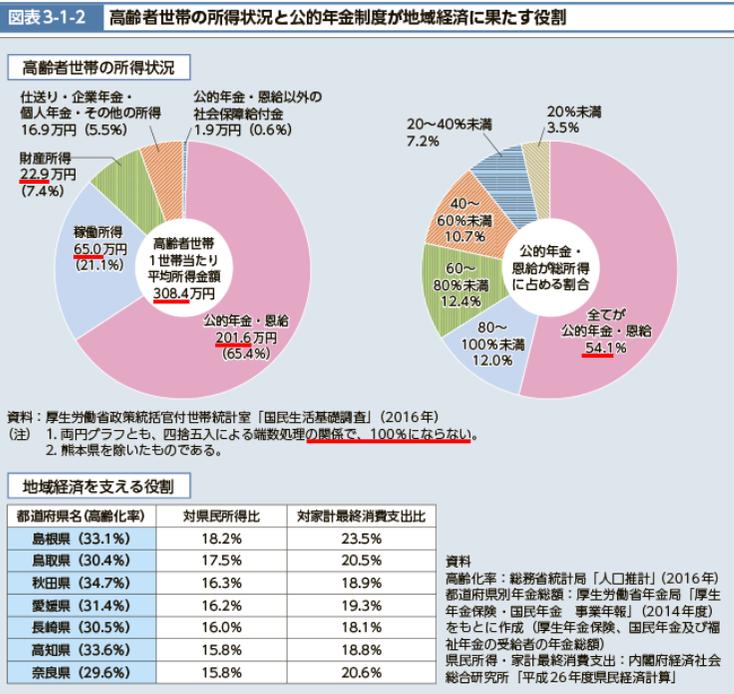
図表
2-1-17



図表
2-1-18



図表
3-1-2



詳細
データ
①

所得

詳細データ① 世帯主の年齢階級別にみた1世帯当たり及び世帯人員1人当たり平均所得金額

	総数	29歳以下	30~39歳	40~49	50~59	60~69	70歳以上	(再掲) 65歳以上
1世帯当たり								
平均所得金額 (万円)	545.8	343.5	562.3	671.1	749.9	531.0	405.3	436.0
世帯人員1人当たり								
平均所得金額 (万円)	212.4	184.6	177.1	209.6	264.0	217.5	191.8	199.5

資料：厚生労働省政策統括官付世帯統計室「平成28年国民生活基礎調査」
 (注) 1. 熊本県を除いたものである。
 2. 所得は、平成27年1年間の所得である。
 3. 年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

所得

詳細データ① 世帯主の年齢階級別にみた1世帯当たり及び世帯人員1人当たり平均所得金額

	総数	29歳以下	30~39歳	40~49	50~59	60~69	70歳以上	(再掲) 65歳以上
1世帯当たり								
平均所得金額 (万円)	545.4	343.5	562.1	670.7	743.1	530.8	405.1	435.9
世帯人員1人当たり								
平均所得金額 (万円)	212.2	184.7	177.0	209.5	263.8	217.3	191.6	199.3

資料：厚生労働省政策統括官付世帯統計室「平成28年国民生活基礎調査」
 (注) 1. 熊本県を除いたものである。
 2. 所得は、平成27年1年間の所得である。
 3. 年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

詳細
データ
②

詳細データ② 所得の種類別に見た1世帯当たり平均所得金額及び構成割合

	総所得	稼働所得	公的年金・恩給	財産所得	年金以外の 社会保障給付金	仕送り・企業年 金・個人年金・ その他の所得
1世帯当たり平均所得金額（単位：万円）						
全世帯	545.8	403.7	104.3	18.4	6.3	13.1
高齢者世帯	308.4	65.0	201.6	22.9	1.9	16.9
児童のいる世帯	707.8	646.9	27.0	9.7	17.4	6.7
1世帯当たり平均所得金額の構成割合（単位：％）						
全世帯	100.0	74.0	19.1	3.4	1.2	2.4
高齢者世帯	100.0	21.1	65.4	7.4	0.6	5.5
児童のいる世帯	100.0	91.4	3.8	1.4	2.5	0.9

資料：厚生労働省政策統括官付世帯統計室「平成28年国民生活基礎調査」

- (注) 1. 熊本県を除いたものである。
2. 所得は、平成27年1年間の所得である。

詳細データ② 所得の種類別に見た1世帯当たり平均所得金額及び構成割合

	総所得	稼働所得	公的年金・恩給	財産所得	年金以外の 社会保障給付金	仕送り・企業年 金・個人年金・ その他の所得
1世帯当たり平均所得金額（単位：万円）						
全世帯	545.4	403.3	104.4	18.4	6.3	13.1
高齢者世帯	308.1	64.9	201.5	22.8	1.9	16.9
児童のいる世帯	707.6	646.7	27.2	9.6	17.4	6.7
1世帯当たり平均所得金額の構成割合（単位：％）						
全世帯	100.0	74.0	19.1	3.4	1.2	2.4
高齢者世帯	100.0	21.1	65.4	7.4	0.6	5.5
児童のいる世帯	100.0	91.4	3.8	1.4	2.5	0.9

資料：厚生労働省政策統括官付世帯統計室「平成28年国民生活基礎調査」

- (注) 1. 熊本県を除いたものである。
2. 所得は、平成27年1年間の所得である。